

# 町・県民税の申告と所得税の確定申告がはじまります

申告には、事前予約が必要です 税務住民課町民税グループ ☎820-5603

## ■申告期間および申告会場

時 2月17日(月)～3月17日(月) ※土日祝日を除く  
8:30～12:00、13:00～16:30

所 役場1階エントランスホール (出張所では行いません)

申告会場には税務署の職員は不在です。そのため、国税に関する特殊な事例についての質問・相談はお受けできません。

## ■事前予約について

事前予約をしていない人は、申告会場に入場できません。必ず事前予約をして、お越しください。

時 2月7日(金) 10:00～3月17日(月) 16:00

電話予約	インターネット予約
<p>【予約専用コールセンター】</p> <h1 style="font-size: 2em;">820-5655</h1> <p>【受付時間】 9:00～16:00 (土日祝日を除く) ★2月7日(金)のみ 10:00受付開始</p> <p>※電話での予約は、『予約専用コールセンター』でのみ受け付けています。役場の電話番号におかけただいても予約はできません。 ※この電話では、申告に関する相談はできません。</p>	<p>【アクセス方法】</p> <p>①左のQRコードを読み取る ②下のワードで検索</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">熊野町</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">申告予約</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">検索</div> </div> <p>https://tax-consul.jp/hiroshima/kumano-town/ 受付期間中は毎日24時間対応 (初日のみ10:00～)</p> <p>※予約完了後に『予約完了メール』が届きます。メールが届かない場合は、予約が完了していませんので、ご注意ください。</p>

## ■申告に必要なもの

- 所得(収入)のわかるもの(源泉徴収票など)
- 社会保険料、生命保険や地震保険などの控除証明書など
- 個人番号カード(マイナンバーカード)  
※無い場合は、通知カードと本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)をお持ちください。  
※代理人が申告する場合は、代理人の本人確認書類も必要です。
- 本人名義の通帳(確定申告で還付がある場合のみ)
- 前年分の申告書の控え(あれば)



## ■収支内訳書・医療費控除の明細書について

役場の申告会場では、相談や代行作成はできません。収支内訳書や医療費控除の明細書は、必ず自宅で作成してお持ちください。なお、未完成の場合は受付できません。

- ① 営業等や農業、不動産の所得は「**収支内訳書**」を作成のうえ、持参してください。  
※ご自身での作成が困難な場合は、税務署または税理士へご相談ください。
- ② 医療費控除を受ける人は「**医療費控除の明細書**」を作成のうえ、持参してください。  
※「医療費通知(支払った医療費額の記載があるもの)」を添付すると、明細書の記入を一部省略できます。

## ■町県民税の申告は郵送でご提出ください

町県民税の申告は、**必要事項(氏名など)**を記載した**申告書**と**控除証明書**などの**添付書類**を税務住民課に郵送してください。添付書類をもとに、職員が所得金額や控除額を計算します。

### ▷申告書 取得場所

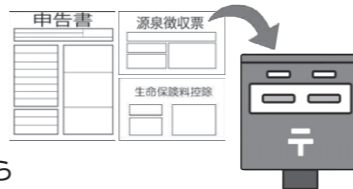
税務住民課窓口、各出張所、町ホームページ

### ▷提出先

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝1-1-1  
熊野町役場 税務住民課



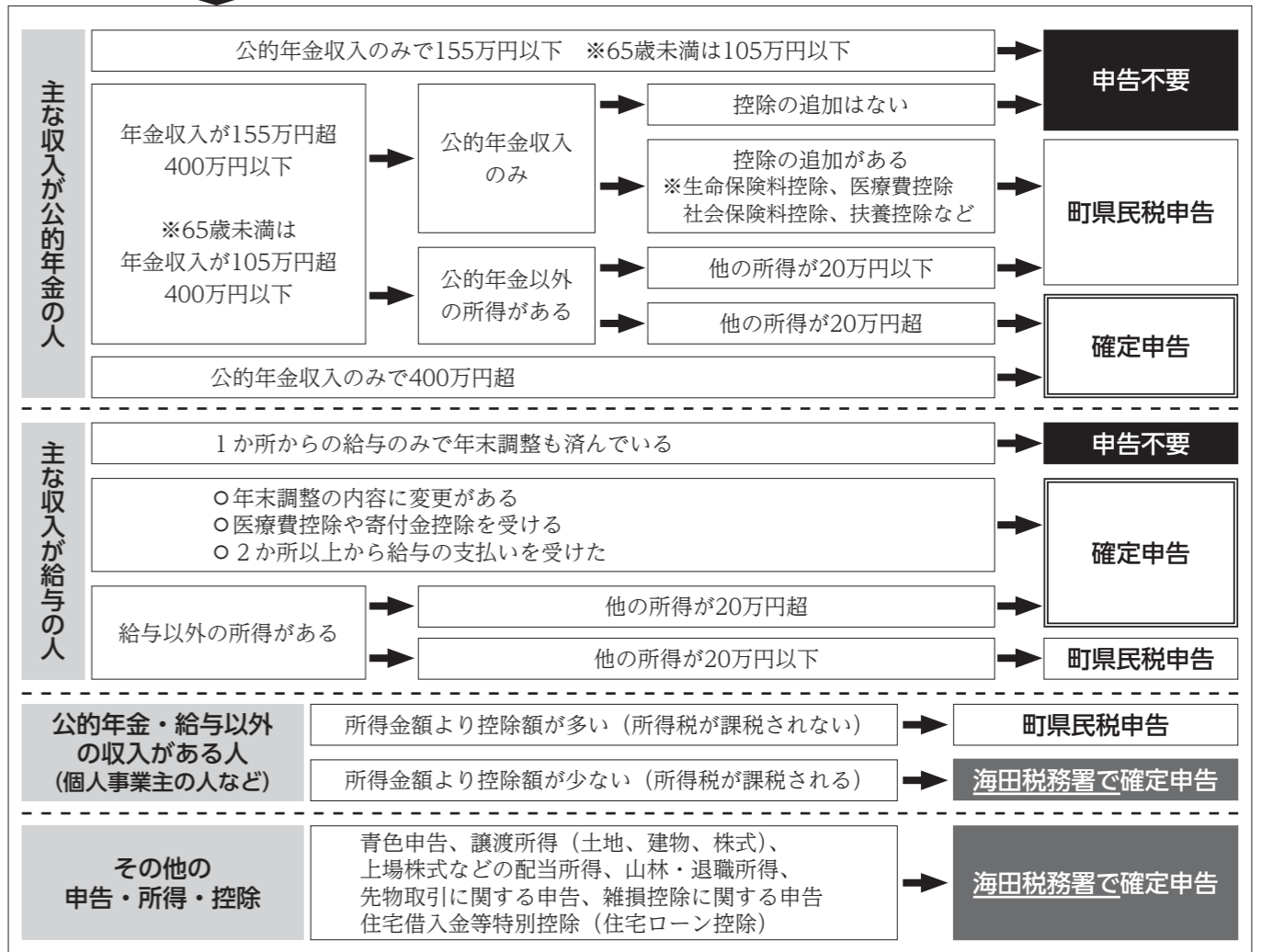
▲町ホームページはこちら



## ■あなたに必要な申告を確認してみましょう

令和7年1月1日現在、熊野町に住んでいましたか？  
いいえ → 令和7年1月1日時点で住んでいた市町村区で申告をしてください。  
はい →

令和6年中に収入はありましたか？(遺族・障害年金などを除く)  
いいえ → 国民健康保険の加入者や各種行政サービスを受ける人、課税台帳記載事項証明(非課税)・所得証明が必要な人は町県民税申告が必要です。  
はい →



※フローチャートは一般的な例を示しています。  
※**町県民税申告**・**申告不要**となっている場合でも、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

## ■ご相談は「確定申告の問い合わせ窓口」へ

海田税務署では、確定申告に関する問い合わせ窓口が設置されています。確定申告の相談や申告書の送付依頼、作成方法など、不明なことがあれば気軽にご相談ください。  
☎海田税務署 ☎823-2131 (音声ガイダンスに従い、「0」を選択してください)  
【受付時間】 平日8:30～17:00

## ■海田税務署 申告会場について (※入場には「入場整理券」が必要です)

海田税務署では、「入場整理券(枚数制限あり)」を会場で当日配布します。2月17日(月)以降の入場整理券は、LINEから事前発行もできます。  
○会場では原則として、ご自身のスマホを利用して確定申告書などを作成していただきます。  
○マイナンバーカードをお持ちの方は、カードと以下の2種類のパスワードをお持ちください。  
【パスワード】 ①利用者証明用電子証明書(4桁の数字) ②署名用電子証明書(6～16桁の英数字) 友だち追加はこちらから▶

